別表第十二（第三条第一項関係）〔6月間の四分の三保険料を前納する場合〕

前納する月	平成29年7月から平成29年10月までの月
前納額	73,620円

別表第十三（第三条第二項関係）〔平成29年6月までの期間の全ての四分の三保険料を前納する場合〕

前納する月	平成29年			
	3月	4月	5月	6月
前納額	円 49,070	円 36,990	円 24,700	円 12,370

別表第十四（第三条第二項関係）〔平成30年3月までの期間の全ての四分の三保険料を前納する場合〕

前納する月	平成29年						平成30年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前納額	円 109,890	円 97,840	円 85,750	円 73,620	円 61,450	円 49,240	円 36,990	円 24,700	円 12,370

別表第十五（第三条第三項関係）〔平成29年7月までの間に法第9条第3号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての四分の三保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月		法第9条第3号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月			
			平成29年			
			3月	4月	5月	6月
平成29年	4月	昭和32年4月2日から昭和32年5月1日までに生まれた者	円 12,200	円 —	円 —	円 —
	5月	昭和32年5月2日から昭和32年6月1日までに生まれた者	24,530	12,370	—	—
	6月	昭和32年6月2日から昭和32年7月1日までに生まれた者	36,820	24,700	12,370	—
	7月	昭和32年7月2日から昭和32年8月1日までに生まれた者	49,070	36,990	24,700	12,370

別表第十六（第三条第三項関係）〔平成30年3月までの間に法第9条第3号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての四分の三保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月		法第9条第3号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月							
			平成29年						平成30年	
			7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
平成29年	8月	昭和32年8月2日から昭和32年9月1日までに生まれた者	円 12,370	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —
	9月	昭和32年9月2日から昭和32年10月1日までに生まれた者	24,700	12,370	—	—	—	—	—	—
	10月	昭和32年10月2日から昭和32年11月1日までに生まれた者	36,990	24,700	12,370	—	—	—	—	—
	11月	昭和32年11月2日から昭和32年12月1日までに生まれた者	49,240	36,990	24,700	12,370	—	—	—	—
	12月	昭和32年12月2日から昭和33年1月1日までに生まれた者	61,450	49,240	36,990	24,700	12,370	—	—	—
平成30年	1月	昭和33年1月2日から昭和33年2月1日までに生まれた者	73,620	61,450	49,240	36,990	24,700	12,370	—	—
	2月	昭和33年2月2日から昭和33年3月1日までに生まれた者	85,750	73,620	61,450	49,240	36,990	24,700	12,370	—
	3月	昭和33年3月2日から昭和33年4月1日までに生まれた者	97,840	85,750	73,620	61,450	49,240	36,990	24,700	12,370